

「こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法案」並びに立憲民主党提出「子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案」
趣旨説明質疑

立憲民主党・無所属 森山浩行

立憲民主党の森山浩行です。

冒頭、細田議長に一言、申し上げます。

議長は、衆議院選挙区における一票の格差を是正するための「10増10減」案について重ねて否定的な見解を示したことにつき、議院運営委員会に「持論は持論としてあるが気をつける」とお伝えになりましたが、自民党の伊吹元議長はこれをうけ「議長が、議会が決めた法律を公然と批判したら、国会の権威は丸つぶれだ」と苦言を呈した、と報じられました。

議長におかれては、事態を真摯に受けとめ、ご自身で真意を説明されるとともに一層中立公正な議会運営に当たられるよう、強く求めます。

(子どもたちの笑顔と未来のために)

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま議題となりました政府提出の「こども家庭庁設置法案及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法案」並びに立憲民主党提出の「子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案」について質問いたします。

(チルドレン・ファーストの理念)

「子どもたちの笑顔と未来のために」

次の世代に胸を張ってこの国を、世界を、譲り渡すこと。そのために「世界平和」を構築することは人類共通の目標であり、現在、ロシアのウクライナ侵攻については一刻も早く平和を取り戻すために国際社会と歩調を合わせ、日本ができるあらゆる手段を講じること。まずは、そのための努力を惜しまぬことを訴えます。

その上で、子どもらが、どんな家庭や環境に生まれ育ってもご飯を食べ、病気の時は医療を受け、勉強もできて、自分の思う道を切り拓いて生きていける社会をつくり、「親ガチャ」や「子育て罰」といった言葉で表される切実で深刻な状況を変えるため、

私自身、99年の堺市議会初当選以来23年余り、政治活動を続けてきました。

その思いを胸に、質問に入ります。

今回の法案は今年の4月に菅前総理が「こども庁」の創設に向け検討の指示を出したことがスタートでした。

私たち立憲民主党は、旧民主党時代からチルドレン・ファーストの理念を掲げ、子ども子育て政策を一元的に立案・遂行する「子ども省」の創設を訴えてきており、ようやく私たちの考えが浸透してきたことを歓迎しますが、理念や実効性などにおいて、懸念があります。

例えば少子化に対して子育て環境を整えるより「産めよ増やせよ」と号令をかける、あるいは様々な家庭事情のある中で3歳までは母親が自宅で面倒をみるべきという「3歳児神話」を押し付けることなどがあってはなりません。

昨年12月に閣議決定された基本方針から使われている「こどもまんなか社会」とは、具体的にどんな社会で、立憲民主党の掲げる「チルドレン・ファースト」と同じものなのか？そしてどのように実現を目指すのか？岸田総理にお伺いします。

(名称について)

検討当初の「こども庁」という名称が、最終的には「こども家庭庁」として提案されました。また、設置法案の中には「家庭」という言葉が47回出てきます。第3条には、「子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ」と書かれています。

子育てにおいて家庭はもちろん大切なものですが、家庭だけで抱えきれない課題も数多くあります。また、核家族やひとり親家庭をはじめ多様な家庭環境があり、更に、増え続ける児童虐待といった状況も考えなければなりません。

立憲民主党は、あらゆる状況に置かれている子どもたちを社会全体で支援すべきとの考え方ですが、わざわざ「家庭」を追加した理由を、野田大臣にお伺いします。

(18.19才 AV 出演被害問題)

子ども家庭庁のひらがな『こども』という概念には、困難を抱える18才、19才も含まれるため、この4月1日からの成人年齢の18才への引き下げにより、事実上、解禁された18才の高校生のAVが急増しており、子どもを性暴力や性犯罪から守るための子ども家庭庁の審議をする4月から、逆に被害が増えることは看過できません。

ついては、全年代、特に、高校3年生を含む18才19才のAV出演被害者を今後、今よりも減らすとお約束頂けませんか。このままAV出演被害者が増えた場合、岸田総理は、どのように責任をとられますか？

まずは未成年者取消権と同等以上の効果、つまり、撮影後でも被害者が申し立てをすれば、無条件に契約を解除できるだけでなく、同時にAVの販売中止、回収、削除ができるという立法措置が必要と考えますが、岸田総理の見解をお伺いします。

また、AV撮影後、契約の解除が可能な期間については、未成年取消権の時効が最短で5年間であったことから、5年間にすべきと考えますが、岸田総理の見解をお伺いします。

この問題に対応するため、立憲民主党や与党PTが議員立法を作成し、与野党で協議を行っています。AV出演被害を防ぐためには、1日も早く、今の国会で、超党派で議員立法を成立させるべきと考えますが、いかがですか。またこれを機に今年を『AV出演被害根絶元年』とすべきと考えますが、岸田総理のご見解をお伺いします。

(新組織の機能と役割)

タテワリ行政を打破するための新組織には内閣府、文科省、厚労省の一部が移管されますが、今回、幼稚園

や学校教育など文部科学省所管の子ども政策は移管されません。この理由と、こども家庭庁と文部科学省は今後どのように連携していくのか、岸田総理に伺います。

また、「省」ではなく内閣府の外局である「庁」にした合理的な理由と併せて、明確にお答えください。

また、当初は幼稚園、保育所、認定こども園をこども家庭省が一体的に所管する案も検討されていたものの文部科学省の反発により、幼稚園は文部科学省所管のままになったとも言われています。このような事実があったのか、岸田総理ご答弁ください。

さらに、法治国家である日本では法律で政府の行動を縛ることが大前提ですが、先日の経済安全保障法案も、カジノを誘致する IR 整備法、デジタル庁設置法などこれまでの自公政権と同じく法律に具体を書き込まず、政府の裁量が大きいまま提案されています。

大きすぎる政府の裁量権を抑制することについての政府の姿勢を岸田総理にお伺いします。

今回の法案についても「基本方針」にある「こども政策に関連する大綱の策定」や、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」や「こどもの居場所づくりに関する指針」については法律に示されていませんが、それはなぜでしょうか。野田大臣より理由を教えてください。

立憲民主党案の提出者に伺います。「子ども総合基本法案」で設置が明記された「子ども省」と、政府が提案している「こども家庭庁」の異なる点は何でしょうか。文部科学省所管の初等中等教育まで移管させるべきと考える理由とあわせて、ご答弁ください。

(子どもコミッショナー)

現在日本には、子どもをめぐる問題で客観的な第三者として間に立つ機関がありません。

いじめや自殺などの大きな問題があった時に、文科省や教員委員会のもとに第三者委員会が設置されることがあるだけで、第三者性や透明性に課題があります。

与党内では反対の声も多いとの話も聞こえてきますが、自民党総裁選の公開討論会で岸田総理からいじめ問題について検証を行う第三者委員会の公正性、独立性を高めていく必要性を感じた旨の発言がありました。

子どもコミッショナーの設置に向けたご所見を、総理に伺います。

また、「こども家庭審議会」ではこどもの権利擁護機能が想定されていますが、教育委員会・社会福祉法人、学校法人等に対する調査権限は、十分に発揮できますか？

野田大臣に伺います。

また、立憲民主党案に明記された子どもコミッショナーを設置する意義、政府からの独立性担保の方法、そして「子ども省」との連携、役割の違いについて提出者にお伺いします。

(子どもの意見表明権)

さらに、立憲民主党案では、子どもの意見を聞く機会と子どもが自ら意見を述べる機会が子どもの意見表明

権として明記されていますが、子どもの意見表明支援の仕組みづくりについてどのようにお考えか、総理の見解をお伺いします。

(予算の確保)

立憲民主党は、低すぎる日本の子ども子育て予算について、昨年の衆議院選挙公約においても「子ども子育て予算の倍増」を訴えてきました。

岸田総理も昨年の総裁選公開討論会において、「子どもに関する予算、家族関係支出を思い切って倍増すべき」と語り、予算委員会でも城井崇議員の質問に対し「子ども政策に関する予算は、将来的にはしっかり倍増」を目指すと発言されました。

予算の確保の方法と、具体的な施策の進め方、現在の日本の子ども子育て予算に対する政府の認識および予算の倍増について、岸田総理より答弁をお願いします。

立憲法案は、3%以上と財政上の措置を具体的に明記しています。それだけ子どもに確実な投資が必要だという意思の現れだと思いますが、具体的な予算措置の内容とその必要性をお答えください。(提出者)

(児童手当・児童扶養手当)

政府・与党が昨年児童手当法を変えたことで今年の10月から約61万人の子どもたちが、児童手当の特例給付である月額5000円を受け取ることができなくなります。

今回所得制限で支給の対象外となる世帯は、0歳から2歳の幼児教育の無償化、高校の無償化、昨年の子育て世帯への10万円給付など、子育てに関する国のあらゆる支援から外れている世帯であり、本当に「こどもを真ん中」に据えた社会を目指すのであれば、せめて児童手当の特例給付を復活するとともに、あらためて児童手当は所得制限をなくし、さらには高校卒業まで延長すべきではないでしょうか。岸田総理のお考えをお伺いします。

さらに、長引くコロナ禍の影響により、子育て世帯の生活は厳しさを増すばかりです。ひとり親の貧困率はG7で最も高くなっています。苦しい生活環境の子育て世帯を支えるためには、児童扶養手当は1万円加算し、さらにふたり親低所得世帯にも月1万円を支給することで、低所得世帯を支えるべきと考えますが、いかがですか。

(子どもの権利)

野田大臣に伺います。

1989年に国連総会で、18歳未満の子どもの基本的人権を保障するための「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994年に批准していますが、近年、いじめや不登校や自殺、虐待、貧困、ヤングケアラーなど子どもの問題が深刻化する中、日本では子どもの権利保障という観点がまだまだ浸透していません。

また、2020年度自殺した児童や生徒は初めて400人を超え、小中学生の不登校は19万人以上と、いずれも過去最多となりました。また、ユニセフの調査によると日本の子どもの精神的幸福度はワースト2です。政府としてこの現状の受け止めと、今後どのような対策を進めるべきと考えているか、お伺いします。

今回も本来であれば、こども家庭庁の設置と同時に、子ども政策の内容を定めた「子ども基本法案」が政府から提案されてしかるべきです。政府が国会に提出しなかった理由を教えてください。

(おわりに)

立憲民主党はチルドレン・ファーストを子ども子育て政策の基本に据え、政策立案を進めてきました。私たちは「子どもの最善の利益を図る」ことを理念の中心として掲げ、ひとりひとりの子どもを大切にする社会を実現することをお誓い申し上げます。

「子どもたちの笑顔と未来のために」

ありがとうございました。